⑹　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。ただし、点検業務及び台帳作成・管理業務のみを実施する者は次の①の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度「維持修繕工事」又は「アスファルト舗装工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

⑺　その他企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　競争参加資格有りの通知を受けた応募者（以下「入札参加者」という。）は入札書及び第二次審査資料（以下「事業提案」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、内容点と価格点を合計した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑵　入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

①　事業提案が要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は合格とし、一項目でも充足しない場合は失格とする。

②　事業提案のうち東北地方整備局が特に重視する項目（内容点項目）について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点（最高点700点）を付与する。

③　賃上げの実施に関する項目（内容点項目）として内容点（最高37点）を付与する。

④　上記②③の合計点（最高点737点）を最高点700点に換算し、これを内容点とする。

⑤　入札価格が最低である者を第１位とし、価格点の満点である300点を付与する。その他の入札参加者の価格点は、第１位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。

⑶　３⑴において、落札となるべき最も高い総合評価値の入札をした者が２人以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３―３―１仙台合同庁舎Ｂ棟　東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171㈹　内線2526

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法　令和６年10月15日から令和７年１月20日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時15分から18時00分まで。

ただし、最終日は正午までとする。上記⑴において、発注者が所有する記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）の貸与により交付する。

⑶　第一次審査資料の提出期間、場所及び方法　提出期間は、令和６年10月15日から令和６年11月14日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。

ただし、提出締切最終日は正午までとする。提出場所は⑴に同じ。提出方法は持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出すること。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。（以下同様。）。

⑷　見積書の提出　積算に反映させるための見積書を下記に従い提出すること。

①　期間：上記⑶に同じ。

②　場所：上記⑴に同じ。

③　方法：電子メールにより提出すること。

なお、電子メールによる提出先メールアドレスは、入札説明書による。

また、電子メールにて提出した後、提出者の記名・代表者印を押印した見積書を持参、郵送又は託送により提出すること。

⑸　入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所及び方法　提出期間は競争参加資格の通知日の翌日から令和７年１月21日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。提出場所は⑴に同じ。提出方法は持参、郵送又は託送によるものとする。

⑹　開札の日時及び場所　開札は令和７年２月７日11時00分。仙台合同庁舎Ｂ棟東北地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除する。

②　契約保証金　納付する。

事業者は、施設整備業務の履行を確保するため、本施設の引渡し日までを期間として、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。

ア　会計法（昭和22年法律第35号）第29条の９第１項に基づく契約保証金の納付

イ　会計法第29条の９第２項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

ａ　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ｂ　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ　会計法第29条の９第１項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

ａ　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の施設費のうち、調査・設計費、工事費、工事監理費及び調整マネジメント費（設計段階・工事段階）に相当する額の10分の１以上とする。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、第一次審査資料又は第二次審査資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　上記３⑴に定めるところに従い、総合評価値の最も高い者を落札者とする。

⑸　手続における交渉の有無　無。

⑹　契約書作成の要否　要。

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑻　第二次審査資料のヒアリングを行う。

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。